申し込み期間
11月26日㈪～12月14日㈮

2019年度　保育所などの入園申し込み

現在申し込み中で入園できていない場合も、新たに申し込みが必要です

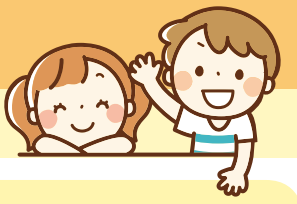

申し込みできる人

市内在住で、次のいずれかの理由により保育を必要とする保護者▶就労▶妊娠、出産▶保護者の疾病、障がい▶親族の介護・看護▶災害復旧▶求職活動▶就学▶虐待やＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の恐れがある▶その他、上記に類する状態として市長が認める場合

申し込み方法

11月26日㈪～12月14日㈮までに、支給認定申請書兼入園申込書（「入園のてびき」は保育・幼稚園課〈市役所別館２階〉または保育所などにあり）と添付書類を、月～金曜日は保育・幼稚園課または保育所などに８時30分～17時まで、土曜日は保育所などのみ８時30分～12時までに提出してください（ただし、11月29日㈭、12月6日㈭・13日㈭は保育・幼稚園課のみ19時まで時間を延長して受け付けます）。

※添付書類に不足がある場合は受け付けできません

入園決定

実態調査を行い、保育を必要とする優先度を踏まえて入園を決定します。定員を超えた場合は、欠員が出るまでお待ちいただく場合があります。

申し込み対象施設について

最新情報は、2019年度入園のてびきまたは市ホームページで確認してください。

入園予約制度について

年度途中で育児休業から復帰予定の人を対象に、入園予約制度を実施する予定です。詳細は、2019年度入園のてびきまたは市ホームページで確認してください。

二次元コード

問保育・幼稚園課☎948-6412・6882・FAX934-1021

11月30日は「年金の日」

知っていますか？国民年金

国民年金は、高齢になったときや、病気・けがで障がいが残ったとき、家計を支えていた人が亡くなったときなどに所得を保障し、安定した生活をみんなで支え合うための制度です。日本に住所がある厚生年金や共済組合の加入者以外で20歳以上60歳未満の人は必ず加入しなければなりません。

どんな種類があるの？

国民年金に加入している人を「被保険者」といい、加入している年金の種類によって保険料を納める方法が違います。

第1号被保険者
国内に住む20歳以上60歳未満の人で、第2号被保険者・第3号被保険者以外の人（例：自営業や農業に従事している人、学生など）
※保険料は自分で納付

任意加入被保険者
国内に住む60歳以上65歳未満の老齢基礎年金を受けていない人や、海外に住む20歳以上65歳未満の日本人ら
※保険料は自分で納付

第2号被保険者
厚生年金や共済組合の加入者
※保険料は給料天引き

第3号被保険者
第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者
※保険料は配偶者が加入している年金制度が負担（自分で納付する必要はありません）

いくら納めるの？

平成30年度保険料
月額1万6340円

【納付方法】
①納付書で全国の金融機関、コンビニで納付
②口座振替
③クレジットカード納付
④インターネット納付

年金を増やしたい！

老齢基礎年金をまだ受け取っていない人は、老齢基礎年金を増やすために次の方法があります。いずれも申請が必要です。

■付加年金
定額保険料に加えて月額400円を納めると、受け取る額が増えます。
※国民年金基金未加入者のみ

■追納
過去10年以内に免除または猶予の期間がある人は、さかのぼって納付（追納）することができます。

■60歳からの任意加入
60歳以上で未納などのため満額の年金を受けられない人は、65歳までであれば任意で年金に加入し、保険料を納付することができます（受給資格期間の足りない人は、最長70歳になるまで加入できます）。

どんな年金がもらえるの？

国民年金に加入している人は次のような給付があります。

■老齢基礎年金
保険料を納めた期間や免除された期間が10年以上ある人が、原則として65歳から受けられます。

■障害基礎年金
病気やけがによって障がいが残ったときに受けられます（一定要件あり）。

■遺族基礎年金
国民年金に加入していた人が死亡したときに、18歳未満の子がいる場合などに配偶者または子が受けられます（一定要件あり）。

納付が困難な場合は？

経済的な理由で保険料の納付が困難な人（第1号被保険者）のために、次の制度があります。いずれも窓口で申請が必要です。（申請に当たり、所得の申告が必要な場合があります）

■申請免除
前年所得に応じて全額・4分の3・半額・4分の1免除＝本人・配偶者・世帯主の前年所得を審査

■納付猶予
50歳未満の人の納付猶予＝本人・配偶者の前年所得を審査

■学生納付特例
学生の納付猶予＝本人の前年所得を審査

■失業特例
退職や失業した人は、離職票のコピーなどを添付すると、本人の前年所得を除外して審査できます

問国保・年金課☎948-6356・FAX934-2631、松山東年金事務所☎946-2146・FAX933-1319、松山西年金事務所☎925-5105・FAX923-4619

社会保険料控除証明書が届きます

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除証明書は年末調整や確定申告に必要となるため、大切に保管してください。

11月に送付される人
1月1日から10月1日までの間に保険料を納めた人

平成31年2月に送付される人
10月2日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた人

控除証明書に関する問い合わせ
日本年金機構☎0570-003-004、ＩＰ電話・ＰＨＳからは☎03-6630-2525へ